

小川村告示第 69 号

地域農業経営基盤強化促進計画(案)について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、次のとおり縦覧する。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画(案)の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年3月12日

小川村長 染野 隆嗣

1 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧期間

令和7年3月12日(水)～令和7年3月26日(水)

2 意見書の提出方法

小川村役場建設経済課産業係へ意見書を提出。

3 意見書の提出期限

令和7年3月26日(水)